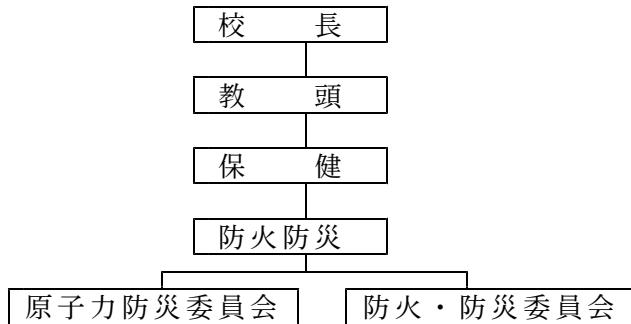


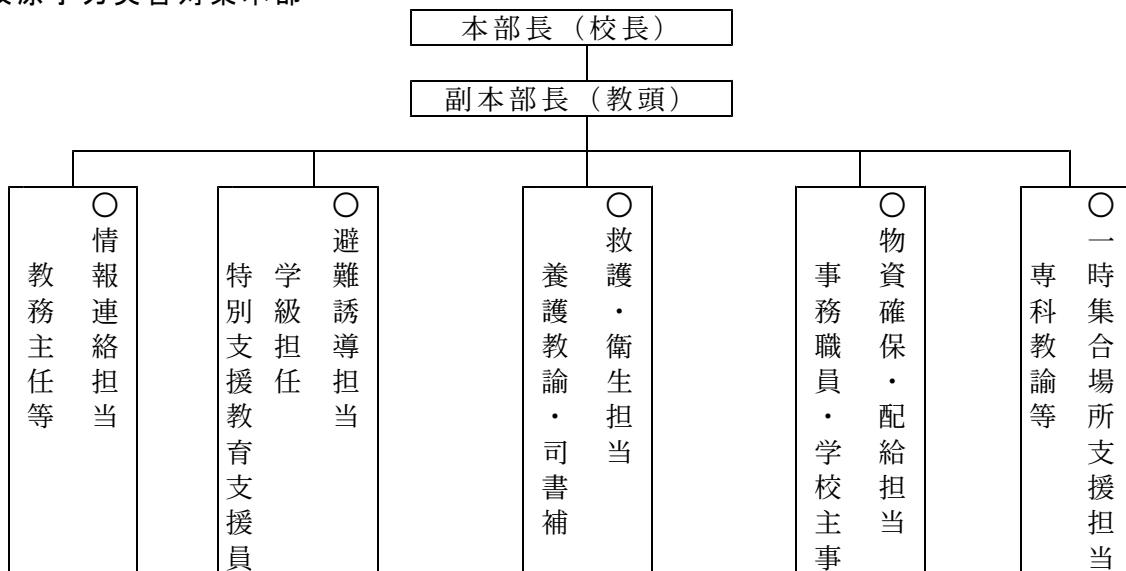
# 原子力防災マニュアル

東郷学園義務教育学校

## 1 学校原子力防災委員会



## 2 学校原子力災害対策本部



## 3 薩摩川内市原子力災害対策区域

(1) PAZ (Precautionary Action Zone) . . . 原子力発電所から半径 5km 未満

水引中学校、水引小学校、峰山小学校

(2) UPZ (Urgent Protective Planning Action Zone) . . . 半径 5km 以上 30km 未満

亀山幼、高城中央幼、高来小、亀山小、川内北中、可愛小、平成中、川内小、城上小、城上幼、育英小、平佐西小、限之城小、八幡小、八幡幼、川内中央中、川内南中、東郷幼、東郷学園義務教育学校、永利小、平佐東小、樋脇小、ひわき幼、樋脇中、市比野小、副田小、入来小、いりき幼、上手小、大轟小、祁答院中、祁答院幼、里小、里幼、里中

(3) UPZ 圏外 . . . 半径 30km 以上

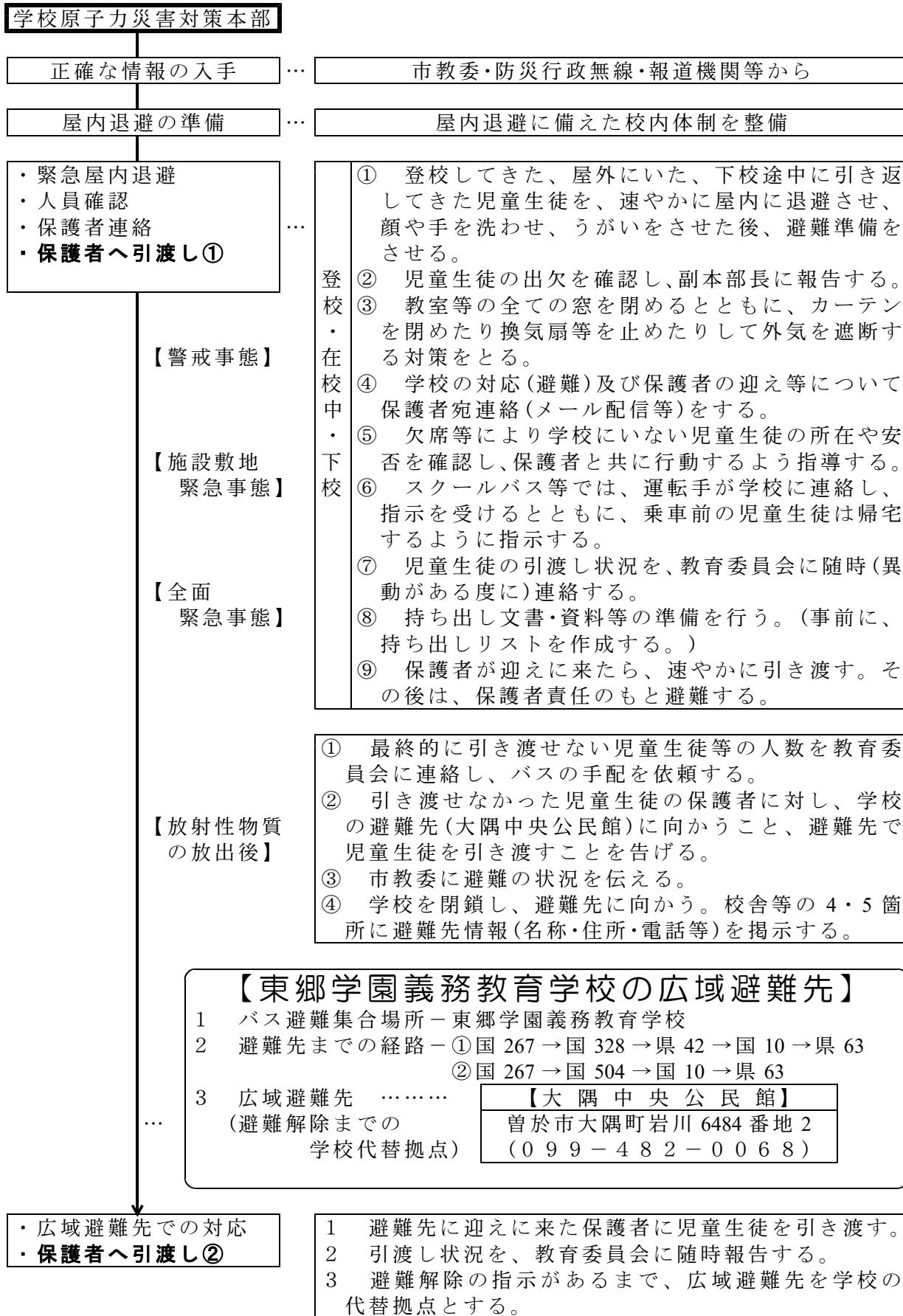
上甑中、中津小、中津幼、黒木小、鹿島小、かのこ幼鹿島分園、長浜小、海星中  
かのこ幼、手打小、手打幼、海陽中

## 4 学校原子力災害対策本部の役割

担当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。</li> <li>保護者に対し、原子力災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校原子力災害対策本部を設置し、市の指示に従い、全教職員に予め定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。</li> <li>市教育委員会に、随時状況報告をする。</li> </ul>	校長
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解、周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。</li> <li>各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する。</li> <li>諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる。</li> </ul>	教頭
情報連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の避難状況等についての保護者からの問合せに対応する。</li> <li>避難所(屋内待避所も含む)の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。</li> <li>避難している児童生徒に必要な情報を提供する。</li> <li>全ての情報を副本部長に報告する。</li> </ul>	教務主任
避難誘導担当	<p><b>【避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が手配する車両に児童生徒が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る。</li> <li>保護者が迎えに来た際は、児童生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。</li> </ul> <p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で待機させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童生徒に周知させる。</li> </ul>	<p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教室内に安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童生徒に状況の説明をし、次の指示が出るまで、教室内で待機させる。</li> <li>退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。</li> </ul> <p><b>【避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒を屋内に速やかに退避させ、その後、児童生徒に状況の説明をする。また、必要に応じて、指定された避難所に向かうため手配された車両に、順序よく乗車させる。</li> <li>担任は原則、児童生徒と行動を共にし、児童生徒がパニックを起さないよう適切な指示をする。</li> <li>避難が完了したときには、速やかに副本部長に報告をする。</li> </ul>	学級担任 特別支援教員
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急用品の確保及び救護体制を整備する。</li> <li>避難時や屋内退避時の放射線防護対策を整理しておく。</li> </ul>	<p><b>【避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び抜き取り等の簡易な除染や健康相談を行う関係者に協力する。また、児童生徒や教職員等に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。</li> <li>安定ヨウ素剤の手配と服用準備。</li> <li>服用の指示が出た場合の服用に関すること。</li> </ul> <p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に、副本部長を通じて、連絡をし、その指示を受ける。</li> </ul>	養護教諭 司書補
物資確保・配給担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入される物質の保管場所をあらかじめ確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>副本部長を通じて、市災害対策本部からの指示を受け、必要な物資を確保し、適切に配給する。</li> </ul>	事務職員 学校主事
集合場所支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時における避難所運営支援に、市担当職員や自主防災組織等と確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。</li> </ul>	専科教諭 指導方法改善加配

## 5 事故発生時の対応及び避難計画

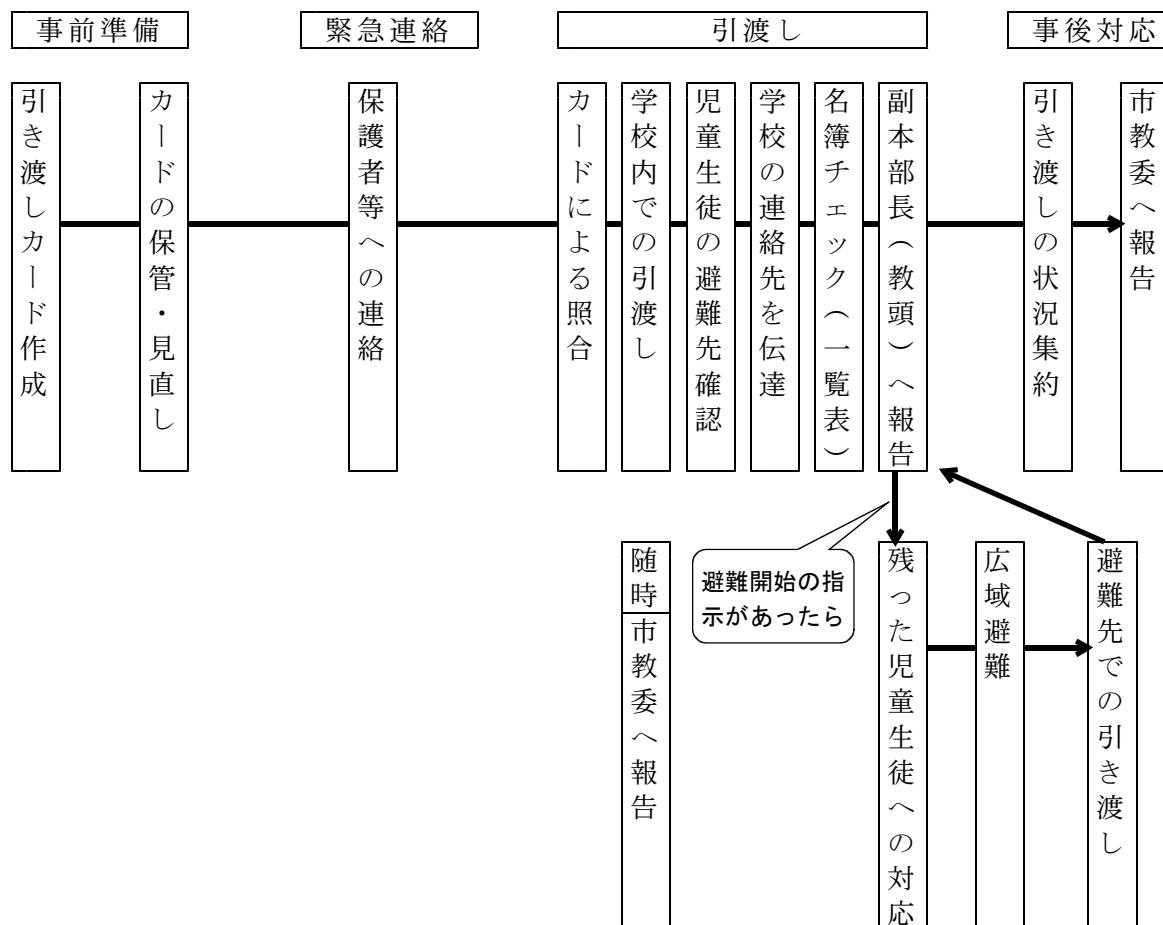
(UPZ 圏内)…緊急時防護措置準備区域  
東郷学園義務教育学校 半径 5km 以上 30km 未満



## 6 場面に応じた災害への対応

場 面	災 害 対 応 策
学校外活動中	<p>1 防災行政無線や広報車などの、放送による市災害対策本部からの指示に従う。</p> <p>2 屋外活動中の児童生徒を近くの建物に退避させ、顔や手を洗わせ、うがいをさせた後、避難の準備をさせる。</p> <p>3 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。</p> <p>4 市災害対策本部からの指示に従って、原子力防災対策を重点的に実施すべき区域から速やかに離れ、最寄りの避難所等へ移動し、所在を報告する。バス等を利用して活動している場合は、そのバスを利用する。</p> <p>5 避難及び保護者の迎え等について、保護者に連絡する。</p>
休業日・管理下外	<p>1 休業日活動等で児童生徒が登校している際に、原子力災害が発生したときは、学校に来ている教職員で、市災害対策本部からの指示に従って、児童生徒の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整えておく。(授業中の対応に準ずる。)</p> <p>2 児童生徒が自宅にいたとき原子力災害が発生し、校区内に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り児童生徒の所在を確認する。</p> <p>3 学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じておく。</p>

## 7 保護者への引き渡し方法



# 原子力災害に対する安全管理状況の確認事項

【事前・施設設備】	
	・ 「薩摩川内市原子力防災計画」を確認し、理解している。
	・ 原子力災害時に情報を得る手段(テレビやラジオ、防災無線等)が備わっている。
	・ 災害時に必要な物品(ハンドマイク、トランシーバー、懐中電灯、救急箱等)を備えている。
	・ 校内の避難経路には、避難の妨げとなるような障害物は撤去してある。
【組織・体制】	
	・ 校務分掌に、「学校原子力防災委員会」、またはそれにかわる委員会等が設置されている。
	・ 年度当初に、職員による「学校における原子力防災マニュアル」の共通理解が図られている。
	・ 原子力災害時における職員の役割分担が明確になっており、共通理解がなされている。
	・ 避難先や避難の方法、屋内退避等について、全職員が理解している。
【保護者との連携】	
	・ 原子力防災に関する学校の対応について、保護者へ周知する機会を設けている。
	・ 確実に保護者へ連絡が届く手段(緊急連絡)が確立されている。
	・ 年度当初に、「緊急時児童生徒引渡しカード」の作成を保護者へ依頼し、回収・保管できている。
【教育】	
	・ 学校安全指導計画に、「原子力災害安全指導計画」が位置付けられている。
	・ 原子力防災に関する専門的立場の講師等から、児童生徒等や職員が指導を受ける機会がある。
	・ 様々な事故を想定して、避難訓練等を行っている。
	・ 職員による原子力防災教育を行っている。
【その他】	
	・ 市防災担当課等と情報交換をする機会がある。
	・ 学校が避難先に指定されている場合、使用場所や留意事項が職員に周知されている。